

□騒音測定方法

日本産業規格C 1 5 0 9に定める騒音計を用いて行うものとします。この場合において聴覚補正回路はA特性を用いることにします。

測定方法は、日本産業規格Z 8 7 3 1に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとします。

- ア 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とします。
- イ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均とします。
- ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とします。
- エ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とします。

音量のめやす（参考）

単位 デシベル

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
蛍光灯 木の葉の触れ合う音	郊外の深夜 ささやき声	深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅	静かな事務所 エアコン屋外機	普通の会話 チャイム	掃除機 騒々しい街頭	地下鉄の車内 ピアノの音	犬の鳴き声 大声	電車が通る ガード下	ヘリコプターのそば	飛行機のエンジンの そば

□振動測定方法

日本産業規格C 1 5 1 0に定める振動レベル計、又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うものとします。この場合において振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本産業規格C 1 5 1 0に定めるものを用いることとします。

振動の測定方法は次のとおりとします。

振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとします。

- (ア) 緩衝物がなく、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- (イ) 傾斜及び凹凸がない水平面が確保できる場所
- (ウ) 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

振動の大きさの決定は、次のとおりとします。

- ア 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とします。
- イ 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均とします。
- ウ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とします。

振動レベルのめやす (参考)

単位 デシベル

震度階	名称	振動加速度 (cm/s ²)	屋内の状況	屋外の状況	振動レベル (換算値)
震度0	無感	0.8以下	無感	無感	55dB以下
1	微震	0.8～2.5	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる	無感	55～65
2	軽震	2.5～8	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。	—	65～75
3	弱震	8～25	棚にある食器類が、音をたてることがある。	電線が少し揺れる	75～85
4	中震	25～80	吊り下げ物は大きく揺れ棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて揺れに気付く人がいる。	85～95

□騒音規制法・振動規制法の指定地域

指定地域



指定地域内の除外区域
平和島1～6丁目
昭和島1～2丁目
京浜島1～3丁目
東海1～6丁目
城南島1～7丁目
大森南4丁目4～5番の一部、6・9～12番
東横谷4丁目5～7番
東横谷5丁目1～13番、20・21・23番
東横谷6丁目1～5番、6番の一部
羽田旭町3～4番の一部、5・9・10、11番の一部
羽田空港1～3丁目
令和島1～2丁目

資源環境部 環境政策課 環境政策担当
TEL 03-5744-1369